



コロナウイルス感染症 対策の徹底

手洗いやせきがあるときのマスクの着用など、通常の感染症対策の徹底を図り、落ち着いて対応してくださいようお願いいたします。

次の症状があるかたは出水保健所の「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

- ① 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続いている(解熱剤を飲み続けなければならない)ときを含む
 - ② 強いだるさや息苦しさがある
- ※高齢者や基礎疾患などがあるかたは①、②の状態が2日程度続く場合

問い合わせ先
出水保健所
☎(62)1636

みんなの森づくり県民税

森林は豊かな水を育み、地球温暖化や土砂災害を防ぐなど、さまざまな働きを通じて、私たちの暮らしに大きな恵みをもたらします。

4月1日から森林環境税は名称を「みんなの森づくり県民税」に変更するとともに、課税期間を5年間延長しました。

みんなの森づくり県民税は森林の保全や県民の皆さんが森林にふれあう機会の提供、体験活動などに活用される税金です。

個人県民税または法人県民税が課税されているかたについて、次のとおり納めていただいています。

- 個人 年500円
 - 法人 均等割額の5割
- 皆さんのご理解とご協力をお願いします。
※詳しくは、県ホームページを確認ください。

問い合わせ先
県税務課
☎099(286)2199



専門家による 巡回相談を実施

町では、身体やこころなどを含めた生活全般の相談に対応する相談支援事業を一般相談支援事業所「あいわの里」に委託して行っています。

福祉サービスの利用など生活全般の相談に、社会福祉士や臨床心理士を始めとした専門の相談員が対応します。予約は不要です。気軽に利用ください。

- 日時・場所
 - ① 5月14日(木)
 - ・午前9時～12時
 - ・獅子島アイランドセンター
 - ・午後1時～3時
 - ・獅子島島内巡回(要予約)
 - ② 6月11日(木)
 - ・午前9時～11時
 - ・役場指江庁舎
 - ③ 7月9日(木)
 - ・午前9時～11時
 - ・町保健福祉センター
- ※以降の開催日程につきましては順次、広報などでお知らせします。

問い合わせ先
役場福祉事務所社会福祉係 あいわの里相談支援センター
☎(86)1146[直通] ☎(75)2401

税務署での相談は 事前予約を

税務署での相談は、事前の予約をお願いします。

国税について面談による相談を希望される場合や相談内容により電話などでの回答が困難な場合には、電話などで事前に相談日時などを予約いただいた上で、相談を受け付けています。

問い合わせ先
出水税務署
☎(62)0200 ※自動音声案内

職業訓練指導員講習

この講習は職業訓練指導員(職業訓練)において訓練を担当する人として必要な能力を付与するため、厚生労働大臣の指定する講習実施要領により実施するものです。

講習終了後に原知事に申請することで職業訓練指導員免許を受けることができます。

※自宅への訪問依頼や前述の相談以外の相談なども随時受け付けています。問い合わせください。

セーフティネット対応資金

新型コロナウイルス感染症の拡大により経営に影響を受けている中小企業者が利用できる県の融資制度です。(国のセーフティネット保証4号対応)

- 融資対象者
 - 最近1カ月間の売上金額が前年同期の売上金額に比べて20割以上減少しており、かつ、今後も売上金額の減少が見込まれる中小企業者
- 融資限度額
 - ・運転資金2000万円、
 - ・設備資金3000万円
- 融資期間
 - ・運転資金7年以内(うち据置24月以内)
 - ・設備資金10年以内(うち据置36月以内)
- 融資利率
 - ・年1.6割～年2.2割
- 保証料率
 - ・年0.65割(セーフティネット保証4号)

問い合わせ先
長島町商工会
☎(86)0209

イヌマキの害虫に注意

キオビエダシヤクは、主にイヌマキの葉を食べる蛾の仲間の害虫です。幼虫による食害の程度が大きい場合は、被害木が枯死することもありますので、イヌマキなどを定期的に観察し、幼虫の早期発見・防除が必要です。

- 防除方法は次のとおりです。
- ・発生が少数の場合は、木を揺すり、落下した幼虫を捕殺または拾い集めて焼却してください。
- ・発生数が多いときは、トレボン乳剤(4000倍希釈)、スプラサイド乳剤40(1500～2000倍希釈)またはロックオン(1000倍希釈)の散布が効果的です。

薬剤の使用手法や使用上の注意事項を遵守し、気象条件などを十分勘案して、安全かつ適正に散布してください。
※詳しくは、県ホームページをご覧ください。

問い合わせ先
県森づくり推進課
☎099(286)3385

PCB使用安定期の調査

ポリ塩化ビフェニル(PCB)を使用している照明器具の安定器(電灯のちつきを安定させる装置)は、建物所有者などが令和3年3月31日までに全て廃棄処分することと法律で定められています。

県では、PCB使用器具を設置または保管している可能性のある、昭和52年3月以前に建築された県内の建物の所有者を対象に調査を実施しているところです。(対象者約3万1千件)

照明器具内の安定器のラベル(銘板)に記載されているメーカー、型式・種別、性能(力率)、製造年月などの情報から判別することができませんので、詳細は各メーカーに問い合わせるか、(一社)日本照明工業会のホームページを確認ください。調査へのご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ先
県廃棄物・リサイクル対策課
☎099(286)2596